

愛媛甘とろ豚県外PR事業委託業務仕様書

1 業務の内容

- (1) 業務名
愛媛甘とろ豚県外PR事業委託業務
- (2) 業務の目的
県開発の愛媛甘とろ豚の県外における知名度向上を目的とした事業を実施する。

2 事業費（委託料）上限額

- 2,100,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）
※ 業務遂行する上で必要なサンプル代等を含む。

3 委託期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

4 業務内容

本業務の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行すること。ただし、具体的な実施内容については、提案のあった内容を基に愛媛県と協議の上、決定するものとし、5の「事業計画書」において定めるものとする。

- (1) 愛媛甘とろ豚に関するパブリシティ活動
県外における愛媛甘とろ豚の知名度向上を図るため、テレビ番組への露出やメディアの取材活動等を通じたPRを実施する。
- (2) 広告媒体等を通じた県外PR
県外における愛媛甘とろ豚の知名度向上のため、広告媒体（雑誌、WEBサイト等）を通じたPRを実施する。
- (3) その他
上記(1)～(2)の業務以外の追加提案については、別途協議の上、決定するものとする。また、契約後、当該業務の目的に沿うものであって、効果的と双方が判断した場合には、業務内容を予算の範囲内で変更する場合がある。

5 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。

6 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

7 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

8 個人情報の保護

個人情報の保護については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は愛媛県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

なお、個人情報の保護の取扱いについて疑義がある場合は、愛媛県に協議すること。

9 その他

業務の実施にあたっては、愛媛県と協議を重ねながら実施すること。